

相続税申告報酬

税理士報酬(別に消費税)は 以下の基本報酬、加算報酬及びその他報酬を合計した金額以下のものが報酬総額となります。

※ 基本報酬算定の基礎となる遺産総額とは、プラスの財産の総額のことであり、借入金等の債務、小規模宅地の特例、配偶者控除、生命保険非課税枠等の控除を行う前の遺産総額となります。

<基本報酬>

遺産総額	報酬額
～ 5 千万円	50 万円
5 千万円 ～ 7 千万円	70 万円
7 千万円 ～ 1 億円	90 万円
1 億円 ～ 1 億 5 千万円	120 万円
1 億 5 千万円 ～ 2 億円	180 万円
2 億円 ～ 2 億 5 千万円	200 万円
2 億 5 千万円 ～ 3 億円	250 万円
3 億円 ～ 4 億円	300 万円
4 億円 ～ 5 億円	350 万円
5 億円 ～	無料簡易試算レポート作成の上、別途お見積り

<加算報酬>

土地(1 利用区分につき)	15 万円
非上場株式(1 社につき)	30 万円
上場株式(1 銘柄につき)	1 万円
相続人が複数の場合(2 名以上の場合)※	上記基本報酬額 × 10% × (相続人の数 - 1)

但し、ご依頼日が申告期限より3ヶ月以内の場合は別途報酬総額の20%がかかります。

<その他報酬>

税務調査立会報酬(申告後に税務調査があった場合) ⇒ 日当 50,000 円

書面添付についての意見聴取のみの場合 ⇒ 日当 25,000 円

未分割で申告後に、追加で修正申告書の作成が必要な場合 ⇒ 別途お見積り

現地調査や訪問の際の旅費・交通費等の実費

戸籍や金融機関残高証明書等の資料の取得代行をご依頼頂いた際の手数料及び実費

その他、特殊事情により調査・検討が必要で、通常よりも多くの作業が生じるような場合

(過去に預金移動が多数ある場合の通帳調査、広大地評価、著しく複雑な不動産の評価、非上場株式の会社規模が大きい等)には、

別途お見積りの上で報酬が必要となります。

契約締結時に着手金として見積金額の 10%ないしは金 10 万円いただいております。

どうぞ安心してご依頼ください。

ジーマック松木事務所まで今すぐお電話ください。 **03-3398-6363**